

平成20年(行ヒ)第190号

決 定

当事者の表示 当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成19年(行コ)第334号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成20年2月27日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあつたが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成20年12月18日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

申立人 東日本旅客鉄道株式会社

相手方 国

処分行政庁 中央労働委員会

同補助参加人 国鉄水戸動力車労働組合